

令和7年度4月 邑久中学校に通級指導教室が設置されました

通級指導とは

通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いながら、障害に応じた指導を「通級指導教室」の場で行う特別支援教育の形態の一つです。

通級指導では、子どもの自立を目指し、障害による困難を改善・克服するため、一人一人の状況に応じた「自立活動」を行います。

邑久中学校で行う通級指導

対象生徒

- 次のいずれにも該当する生徒が対象
- ・ 瀬戸内市立中学校在籍
- ・ 通常学級に在籍（特別支援学級に在籍する生徒は対象となりません）
- ・ 医師等の診断により通級指導の対象となる障害種の診断を受けている
- ・ 市教育委員会により、通級による指導を受けることが適当であると判断される

対象の障害種

- 対象となる障害種

- ・ 自閉症
- ・ 情緒障害

※上記の障害と、別の障害が重複する場合も対象となることがあります。

【例】自閉症と注意欠陥多動性障害（ADHD）の重複障害

通級による指導の指導時間

対象生徒の障害に応じて、おおむね1人あたり週1～2時間程度の通級指導を受けることになります。入級生徒の人数・指導内容などを考慮し、柔軟な対応を行うことを予定しています。

通級指導を行う教員

特別支援教育や通級指導に関する専門的な知識を有する教員

中学校卒業後の進路を見据えて



高等学校への進学など、中学校卒業後の進路を見据え、小学校では特別支援学級に在籍していたが、中学校では通常学級に進学する生徒や、中学校2・3年生に進級するタイミングで、特別支援学級から通常学級に転籍する生徒も、通級指導を受けることにより、「自立活動」の指導を受けることができます。

説明会参加申込・通級指導教室に関する問い合わせ

邑久中学校0869-22-0016
(特別支援コーディネーターまたは通級担当)